

令和3年度利用者負担額（保育料）について

令和3年度利用者負担額（保育料）は、4月分から8月分までは令和2年度市民税額、9月分以降は令和3年度市民税額で算定します。

なお、保育園・認定こども園（保育部）の3歳児以上の利用者負担額（保育料）は無償です。

【0～2歳児】

令和3年度利用者負担額(保育料)月額表

(単位:円)

階層区分		0-2歳児				
				ひとり親世帯等		
		短時間 (8H)	標準時間 (11H)	短時間 (8H)	標準時間 (11H)	
第1	生活保護	0	0	0	0	
第2	市民税非課税	0	0	0	0	
第3	市民税:均等割のみ	6,500	6,800	2,750	2,900	
第4	市民税課税 (所得割)	5,000 円未満	7,600	7,900	3,300	3,450
第5		25,000 円未満	9,000	9,400	4,000	4,200
第6		48,600 円未満	10,000	10,400	4,500	4,700
第7		51,000 円未満	10,100	10,500	5,050	5,250
第8		58,000 円未満	12,000	12,500	6,000	6,250
第9		67,000 円未満	14,300	14,900	7,150	7,450
第10		77,101 円未満	18,600	19,400	9,000	9,000
		85,000 円未満			18,600	19,400
第11		103,000 円未満	24,600	25,700	24,600	25,700
第12		121,000 円未満	31,000	32,400	31,000	32,400
第13		139,000 円未満	38,200	39,900	38,200	39,900
第14		157,000 円未満	42,800	43,700	42,800	43,700
第15		169,000 円未満	43,500	44,400	43,500	44,400
第16		211,000 円未満	46,000	48,100	46,000	48,100
第17		256,000 円未満	49,700	52,000	49,700	52,000
第18		301,000 円未満	51,400	53,700	51,400	53,700
第19		301,000 円以上	53,700	56,200	53,700	56,200

- ☆ 年齢は令和3年4月1日現在とします。その年齢は令和3年度中に限り変更しません。
- ☆ 4月分から8月分までは令和2年度市民税額、9月分以降は令和3年度市民税額で算定します。
- ☆ 住宅取得控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います。
- ☆ 子どもが2人以上いる世帯の負担軽減について
 - 第3階層～第8階層のうち市民税所得割の額が57,700円未満の世帯
年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目は0円となります。(年齢制限はありません。)
 - 第8階層のうち市民税所得割の額が57,700円以上の世帯～第19階層
幼稚園、保育園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子ども(小学校就学前)で年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目以降については0円となります。
 - 18歳未満の児童が同一世帯に3人以上おり、そのうち3歳未満の児童が1人以上いる世帯
年齢が高い方から数えて3人目以降の3歳未満児について、市民税所得割の額が97,000円未満の世帯は0円、同301,000円未満の世帯は半額となります。
- ☆ ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、第3階層～第10階層のうち市民税所得割の額が77,101円未満の場合は減額があります。なお、ここに該当する世帯で子どもが2人以上いる場合は、第2子以降は0円となります。年齢制限はありません。

【3～5歳児】

- ☆ 3歳児から5歳児までの子どもの保育料は無償です。
 - ☆ 通園送迎費、給食の主食にかかる材料費、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食費)、行事費などは保護者の負担になります。ただし、以下の場合副食費が免除されます。
 - 保護者の市民税所得割の額が57,700円未満の世帯
(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は77,101円未満)
 - 小学校就学前の児童で年齢が高い方から数えて第3子以降に当たる児童
- ※副食費の金額について、公立保育園は月額4,500円です。私立認定こども園については各施設での設定金額となりますので各施設にお問い合わせください。

問合せ先 岩倉市教育こども未来部子育て支援課 保育グループ
市役所6階 電話 0587-38-5810 (直通)